

香社労発第196号
平成28年11月7日

会 員 各 位

香川県社会保険労務士会
会 長 大 谷 義 雄
(公 印 省 略)

「事務センターの統合・移転について」並びに「香川事務センターの移転について」

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の運営につきまして格別の御協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

先般、日本年金機構四国地域部長並びに日本年金機構高松西年金事務所長より、別添のとおり周知依頼がありましたので情報提供します。

敬具

<送付資料>

年四発第2号

「事務センターの統合・移転について」

事務連絡

「香川事務センターの移転について」

以上

※なお、県会ホームページの会員向けページにおいても掲載しております。



平成28年11月4日

香川県社会保険労務士会 御中

日本年金機構 高松西年金事務所
(香川県代表年金事務所)

香川事務センターの移転について

日頃より、公的年金の事業運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構では、四国地域内の各事務センターを統合し、平成29年1月1日に高松広域事務センターとして業務を行うことになりました。この統合に先行して、香川事務センターは平成28年12月5日より、下記の所在地に移転することになりました。

移転後の届書の送付については、大口事業所個別郵便番号を利用していますので住所の記載をせずに送付いただけます。(宛先記入例を参考としてください。)

なお、高松西年金事務所に設置しております「受託届書受付箱」につきましては、平成28年11月30日(水)を持って廃止となりますのでご了承くださいますようお願いいたします。

記

移転先の所在地

香川県高松市番町2-16-3 フソウ番町ビル

.....宛先記入例.....

【平成28年12月31日まで】 : 【平成29年1月1日以降】

〒760-8524 : 〒760-8524

日本年金機構 香川事務センター : 日本年金機構 高松広域事務センター

:

※平成29年1月1日以降は送付先名称を日本年金機構高松広域事務センターとしていただきますようお願い申し上げます。



年四発第 2 号
平成28年10月28日

760-0006

高松市亀岡町1-60エスアールビル4階

香川県社会保険労務士会

御中

日本年金機構四国地域部長

軽部 美治

事務センターの統合・移転について

日頃より、日本年金機構における業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当機構の下記事務センターは平成29年1月1日付をもって統合・移転することとなりましたのでお知らせいたします。

これを機に職員一同、より一層の事務処理の迅速化と効率化を進めるとともに、お客様サービスの向上に努めていく所存ですので、引き続き、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

統合対象 事務センター	新名称	移転場所
・徳島事務センター (※)・香川事務センター ・愛媛事務センター ・高知事務センター	高松広域事務センター	香川県高松市番町 2-16-3 フソウ番町ビル

※香川事務センターについては平成28年12月5日より先行して移転いたします。

《照会先》

日本年金機構 高松西年金事務所
(香川県代表年金事務所)

担当：総務調整課 西崎、山下

電話 087 (822) 2840

平成29年1月1日 四国地域内の事務センターは統合され
日本年金機構 高松広域事務センターとなります。

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は、現在、各都道府県の事務センターで行っています。

この度、一層の事務の効率化を進めるため、広域事務センターとして統合することになりました。

【広域事務センター】

名称：日本年金機構 高松広域事務センター

所在地：〒760-8524

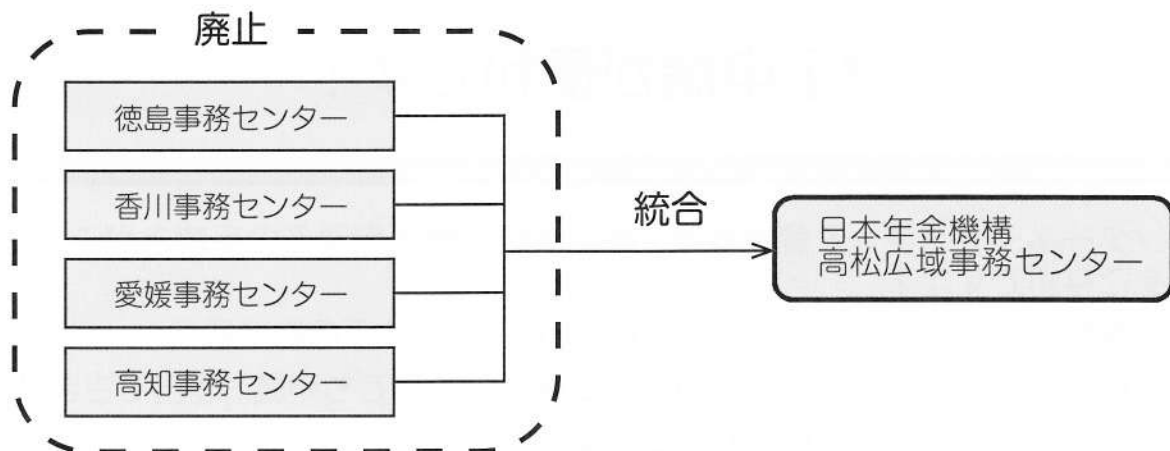
香川県高松市番町2-16-3 フソウ番町ビル

【統合される事務センター】

徳島事務センター、香川事務センター、愛媛事務センター、
高知事務センター

【統合日】

平成29年1月1日



《広域事務センターへの届書の送付について》

現在、各県の事務センターへ送付している各種届書について、平成29年1月1日以降は「日本年金機構 高松広域事務センター」へ送付してください。

- ※ 広域事務センターの受付は、現在の事務センターと同じく郵送のみとなります。なお、届書作成や制度についてのご相談等は年金事務所へお問い合わせください。
- ※ 電子申請（e-Gov）を利用した届出については、提出先に変更はありません。（現行と同様に、××年金事務所（香川事務センター）を選択してください。）

届書は「日本年金機構 高松広域事務センター」へ 直接郵送をお願いします。

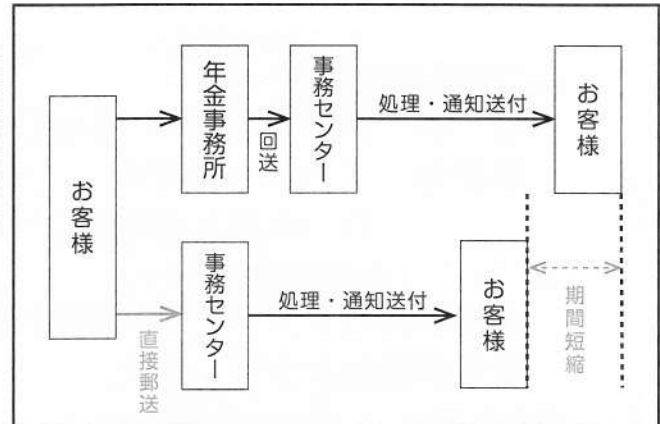
お客様からご提出いただいた届書は、各都道府県の事務センターで一括して事務処理を行っており、年金事務所へ提出いただいた届書についても事務センターへ回送して処理を行っています。平成29年1月1日以降は、日本年金機構高松広域事務センターに直接郵送していただくと、年金事務所に提出していただくより早く処理を行うことができます。

【送付先】

〒760-8524

日本年金機構 高松広域事務センター

大口事業所個別郵便番号となりますので住所の記載は不要です。※宛名には必ず日本年金機構を付してください。



電子申請が便利です！

インターネットを使って健康保険・厚生年金保険適用関係の手続きができるのをご存知ですか？

年金事務所の窓口に行かなくても、e-Gov：電子政府の総合窓口

(<http://www.e-gov.go.jp/>) から、24時間いつでも申請・届出できます。

ぜひ電子申請の利用をご検討ください。

こんな
メリットが^{①②}

- ✓いつでも手続きOK！ ➤ 忙しいときでも、時間を気にせず、手続きできます。
- ✓時間とコストの節約 ➤ 年金事務所に出向く時間や、交通費・郵送費を削減できます。

年金 電子申請 検索

【お問い合わせ先】

高松西年金事務所
〒760-8553
高松市錦町 2-3-3
電話：087-822-2840

高松東年金事務所
〒760-8543
高松市塩上町 3-11-1
電話：087-861-3866

善通寺年金事務所
〒765-8601
善通寺市文京町 2-9-1
電話：0877-62-1662